

令和5年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	令和5年12月12日
3	閉会	令和5年12月13日
4	会期	2日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	12日 出席11名 欠席 0名 13日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	29件（うち議員提出4件）
7	議決の状況	(1)原案可決 24件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 1件 (4)採 択 3件
8	法第99条の意見書	3件
9	その他	傍聴者 12日 27名 13日 4名
10	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和5年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和5年12月12日（火）

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 恵 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1番	湯 本 要	3番	星 真 希
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴木潤也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠原大介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました令和5年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
1番 湯本 要議員、3番 星 真希議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。
5番 佐藤 妙子議員。
- 佐藤議員 令和5年第4回議会定例会の運営について、去る12月5日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。町からは功労表彰について1件、契約関係2件、条例関係9件、令和5年度会計補正予算3件、一般議案10件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月12日から12月14日までの3日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は、12月12日から12月14日までの3日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月12日から12月14日までの3日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。
・2番目 定例監査結果報告をいたします。
局長に朗読させます。
(朗読する。)
監査委員から補足説明があれば賜ります。
(なしの声。)
以上で、定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。
・3番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。
- 局長

局長に朗読させます。

(朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(なしの声。)

以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会にあたり、1件の行政報告を行います。

子ども室内遊戯施設はれっぱの利用状況について、ご報告します。本施設は、5月3日のオープンから約7か月が経過しました。11月30日現在の施設利用状況につきましては、遊戯エリア98,074名、施設全体では141,226名で、当初計画していました12万人を超える多くの方にご来場いただいております。これから本格的な冬の季節を迎えますが、施設に来場された子ども達が、屋外でも遊ぶことができるよう中央公園内に雪山の整備を予定しています。引き続き、多くの皆様から愛され、親しまれるよう努めてまいります。以上、一般行政報告といたします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 星 真希議員。

星議員 南幌小・中学校9年間における教育環境の構築について。近年、GIGAスクール構想におけるICT機器の活用、生成AI活用における課題、部活の地域移行など社会的変化の影響のなか、今後の教育の在り方が大きく変化していくことが考えられます。教育現場においては、教員の多忙化という課題を抱えながら、基礎学力の定着や、デジタル社会に対応した新しい教育活動の在り方を図っていくことは容易ではないことであると考えますが、多様な生活環境における子どもたちがそれぞれの価値観を認め、主体的に向き合い、人と人とが関わり合い、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮できるような環境づくりがこれからの教育の目標でもあると思います。そのためには学校だけではなく、様々な人と関わり合いながら学ぶことで、自分の存在が認められること、学んだことが地域に役立つ実感を持てることなどが挙げられます。これらを踏まえると、子どもたちが新しい未来を切り開いていくための力や能力を育てるために、学校と地域が接点を持ちながら、開かれた教育環境が必要ではないかと考えています。

現在、南幌町には高校がないことから、子どもたちは中学を卒業すると地元から離れ通学することは、体力、精神的にも負担を感じることもあると思います。新しい学校生活環境にもスムーズに対応できる力の必要性などを考えると、南幌での小・中学校9年間における継続的な学校教育環境の重要性や、町独自の学校教育または社会教育が求められるのではないかと考えています。

南幌町として義務教育における9年間の継続的指導体制としてどの

議長
教育長

ような教育環境を目標とし、今後取り組んでいくのか、教育長の考えを伺います。

教育長。

南幌小・中学校9年間における教育環境の構築についてのご質問にお答えします。

学校は様々な子どもが生活しており、多様性を認め合いながら支え合い、学び合い、共に成長していく大切な場です。学校教育の充実のためには、子どもを主役とする学びの環境づくりが欠かせません。そのために、小学校と中学校を9年間という一つの大きな枠組みととらえ、小学校から中学校までを全教職員で子どもたちを育てていくという意識のもと、系統的かつ継続的に指導する体制を確立するため、本年度より中学校教諭が小学校に出向いて授業を行う乗り入れ授業や交流授業を試行的に実施しています。

また、義務教育における確かな成長には、継続的指導体制の構築が何よりも大切と考えます。

その実現には、教育の量を質へと転換する教師の「働き方改革」が必要です。中央教育審議会では学校業務の在り方を、①登下校に関する対応や学校徴集金の徴収・管理など「基本的には学校以外が担うべき業務」、②部活動など「学校業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、③学習指導や生徒指導など「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」といった3つの視点で整理しています。教師が子どもとしっかりと向き合い、教育活動を進めることができる指導体制構築のため、家庭・地域・学校が一体となって教育環境を充実させる取組を進めています。

議長
星議員
(再質問)

3番 星 真希議員。

答弁ありがとうございます。小学校から中学校まで、全教職員で子どもたちを育てていくという意識で教育体制を確立し、その実現のために学校業務の在り方を3つの視点で整理し、家庭・地域・学校が一体となって、教育環境を充実させる取組を進めているということに理解いたしました。

再質問させていただきます。3つあるんですが、1つ目は、子どもを主役とする学びの環境についてですが、子どもたちの教育環境が今大きく変化するなかで、子どもたちも自分たちの環境について考えたり、時には新しい環境に戸惑いを感じたりするかと思います。そうした子どもたちのいろいろな意見を取り入れながら、よい教育環境の構築も必要ではないかと思いますが、学校側としては、子どもの意見を聞いたり、または意見を出せるというような機会というか、そのような環境はあるのでしょうか。

2つ目は、学校業務の在り方についての、2番目の部活動に関してですが、学校業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務という視点から、今後は地域の方々との連携も必要になってくるのではないかと思います。部活動について、今後の取組について伺います。

3つ目、今年から中学校の先生が小学校へ行かれて授業を行ったり、交流授業を実施しているとのことですが、小学生が中学生の先生の授

業を受けるということは、緊張することだったと思います。教育長の答弁のなかで、9年間という一つの大きな枠組みで、子どもたちを育てていく意識ということではありますが、小・中で統一した指導方針はあるのかお聞かせ願いたいと思います。以上3つ、再質問させていただきます。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

それでは再質問にお答えをいたします。まず、子どもの意見を聞く環境があるのかということでございますが、様々な教育活動を行っていくなかで、子どもの意見を大切にすることは、非常に大切です。先に就任した時の御挨拶でも申し上げましたが、子どもも大人もともに育ち合う、そういうまちづくりをしたいというふうに考えるということで述べたかと思いますが、そのとおり、今、小学校・中学校のほうには伝え、子どもの意見を大切にすることで進めているところです。

2つ目、部活動の地域の方々への取組ということでございます。現在南幌中学校の部活動の現状ですが、9つの部活動があります。スポーツ系が7部、文化系が2部というところで行っています。そのなかで、柔道部、女子バレーボール部は特設部として活動していて、担当教諭は配置されていますけれども、地域指導者が指導しているという、そういう少年団としての位置づけということになっております。現状の課題として考えられるものとしては、指導者の確保、練習場所の確保、地域に移行したとしても学校の協力が必要であること、ということが挙げられておまして、令和6年度からは、スポーツ少年団本部を運営主体とし、教育委員会が事務局として関わる形で、部活動地域連携検討協議会を設置し、地域・家庭・学校が一体となって、みんなで子どもの活動を支えることを理念に体制構築に取り組みます。

3点目ですが、いわゆる小学校・中学校、中1ギャップとって、小学校から中学校へ進学する時に、教育環境や指導の違いに子どもたちが戸惑う、そういう場面も見られることがあったということでもあります。町に一つの学校であることから、小学校と中学校の9年間を同じ視点で、継続性のある教育環境を整えることが大切ということで考えており、特に、人間力を育むためのコミュニケーション能力を高めるための指導体制の構築、それから、自分はどう考えるかということを大切にしたい、深い学びを実現する授業改善を進めています。

議 長
星 議 員

3番 星 真希議員。

ありがとうございます。部活動に関しては、今後、地域の方と学校、教育委員会が事務局になって地域の方との連絡協議会というか、そういうものを設置されるということで、部活の地域も混ざりながら、地域の方とともに部活動を構築していくということで理解いたしました。やはり主役は子どもたちでありますので、子どもの意見も聞きながらですね、うまくどういう体制を構築することがいいのか、皆さんの意見もぜひ取り入れてやっていただきたいと思います。南幌町はまち全体で子どもたちを応援している、そのような町の教育環境、そのような環境ですね。そういうものをつくっていただけるということ

期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長

以上で星 真希議員の一般質問を終わります。

次に4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に、あいる一との運行について質問いたします。オンデマンド交通あいる一との運行が、令和3年10月から開始され利用者からは大変喜ばれています。令和4年度の運行実績では利用者が延べ9,670人となっており、買い物や病院、公共施設の利用などに活用され、アンケート調査によると、満足している、やや満足という回答が多数を占めていました。

しかし、利用された方からは、1回300円は年金生活者にとっては高いという声や、運行時間についても延長してほしい、土日の運行もしてほしい、せめて町のイベントがある時は運行してほしいという声もあります。運賃の支払い方法は、現金が85%、WAONが7%、福祉チケット・免許返納利用券あわせて6%となっています。あいる一とがさらに多くの町民から利用され、交通弱者となる方が安心して、住み慣れた町で快適な生活が送れるようにするため、今後のあいる一とについて伺います。

1、利用料金の引き下げは考えているか。

2、現金での支払いが困難な方が利用しやすい回数券や、パスポート等の発行は。

3、運行時間の延長や、土日、町のイベントに合わせた運行は。

以上3点について町長の考えを伺います。

議 長

町 長

町長。

あいる一との運行についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、本年4月のアンケート調査で、「あいる一と」を利用したことがある方に対する「現行の運賃について」の問いでは、「ちょうど良い」または「安い」と回答された方が82%という結果から、現行の運賃は妥当であると考えています。

なお、利用者の多くを占める高齢者の利用料金引き下げは、町の財政負担と受益者負担のバランスに影響を及ぼすことから、利用料金の引き下げの考えはありません。

2点目のご質問については、アンケート調査などの意見、要望を踏まえて、回数券の導入を検討してまいります。

3点目のご質問については、運行時間の延長や土日、祝日における運行の拡大により、利用者の利便性向上につながることは理解いたしますが、全国的にバスやタクシーの運転手不足が深刻な問題となっています。「あいる一と」運行事業者からも運転手の増員は難しいと言われておりますことから、現時点では運行時間や運行日を拡大できる状況ではありません。

なお、町のイベントに合わせた運行は、高齢者などの社会参加の機会促進につながることから、試行的な運行について、運行事業者と協議してまいります。

議 長

熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいま答弁していただいて、アンケート結果

(再質問)

のことなんですけれども、その答弁のなかで、今、料金についても安い、82%の方から現行の料金、運賃は妥当であると考えているという答弁でした。このオンデマンド交通あいる一とが運行されるようになって、先ほども言ったように、利用者からの声は本当に便利になったとか、利用しやすいという声がたくさん出ていることは、これから、今利用していなくても今後利用しようと思っている町民にとっても、心強いものだと思います。

それで、そのアンケートなんですけれども、今年、令和5年4月に行った利用者アンケートは、職員が直接乗り込んで調査したとされています。それで、その回答者数が13名ということです。その13名の方から聞き取ったことで今パーセンテージを出しましたけれども、それが妥当なものなのかということでは、ちょっと疑問に感じます。先ほども言ったように、アンケートによれば、現在の運賃はちょうど良いが8名で73%、高いは2名で18%、安い1名で9%となっています。また、現在の運行日については、今のままで良いが8名で67%、土日の運行をしてほしいが4名で33%、また、お迎えや到着時間については、ほぼ時間どおりであるということや、あいる一とに満足しているかについては、満足、やや満足で100%となっておりますが、やはりこの13名の回答であることから、今後調査をどのように進めていくのか、時期的なことは考えているのか、利用されている方以外にも、今後利用しようと思っている方、登録されていてまだ使っていない方、そのような方にどのように調査をしていくのかを伺います。

また、利用料金については引き下げる考えはないということでしたけれども、主な利用目的に挙げられているのは、大人の方では買い物や病院、公共施設の利用、また、子どもでは少年団活動、学習塾などの習い事となっています。先日、ちょうど私もインフルエンザの予防接種に行った時に伺った利用者さんに、今日は何で来ましたかと聞いたら、あいる一とを予約してきたけれども、帰りの時間がわからないので帰りは予約していないということでした。それで、使ってみてどうですかとお尋ねしたら、はじめは300円なら利用しやすい、安いと思ったんだけど、病院の往復とか、せっかく町まで出かけて、もう1か所用事を足したいと思うと、600円から900円掛かる、それから御夫婦で行かれた場合はその2倍かかるということで、どうしても出かける回数を制限しなければならなくなってくると。今この物価高でいろいろ年金も下がっているなかでは、本当に厳しいので、せっかくこのようにみんなから利用されて、愛されているこのあいる一とを、もっと利用しやすいようにしてほしいという声がありました。また、高齢者が住み慣れた町で安心して外出する機会を増やすということが、引きこもりにならずに、コミュニケーションを図る機会も多くして、そのことで健康増進や認知症の予防などに大きな効果があると考えます。この南幌町の第6期南幌町総合計画後期計画のなかでも、安心・安全・便利な交通対策の推進という所に、しっかりあいる一との活用がうたわれています。こういうものを見ますと、先ほどの答弁

のなかで、運賃を下げるということは考えていないということでしたけれども、私はいろいろその高齢者のことを考えた時に、70歳以上の高齢者の利用料金を、今の300円から100円に引き下げる、このようなことを検討すべきではないかなと思いますけれども、再度伺います。

また、時間の延長や土日の運行、町のイベント時の運行ということについては、先ほど前向きな答弁でありました。土日の運行の検討についても、高齢者の利用は、普段でも午前中と午後3時ぐらいが多数となっていますけれども、子どもの少年団や塾の利用については、時間を延長してほしいとか、そういうような要望はないのか、それを1点伺います。

また、町のイベントに参加したくても足がないという声があるということも、アンケートとかいろいろ町民からの声もあって、町長は先ほど前向き答弁で、検討していくということでした。それで、ぜひともいろいろこう、せめて大きなボランティアフェスタとか、文化芸術発表会とか、いろいろそういうものを土日とか祝日にやる場合には、早くそれを検討してほしいと思いますので、その時期とかについて伺います。

また、支払い料金のことで今回回数券のことも検討するということがでしたが、キャッシュレス決済、最初のシステム導入時は、キャッシュレス決済と現金併用型としていましたけれども、現在は現金が85%となっているということで、回数券の発行を望むという声は本当に多いと思います。また、子どもが利用される保護者の方からは、子どもに現金を持たせているということで、やはり不安だという声もあることから、速やかにこの回数券の発行をしてほしいと思います。で、回数券も、普通中央バスとかをいろいろ利用する時に、11枚綴りで10回分のお金を払うという形があります。やっぱりお得感、そういうものもぜひ検討すべきではないかなと思いますので、そこも答弁をお願いいたします。

あいる一との運行について、一つ意見として述べたいんですけれども、今現在利用されている方でも、病院に行く時の付添い者の利用料金、これが減額されているということを知らない方がおります。例えば、広報に挟んでくる病院だよりとかが、今カラーになって4月からは見やすくなりました。それを各家庭で電話のそばとかに貼っていて利用されている方が多いと思うんですけれども、私はこのあいる一との運行の基準というか、こういうことができますとかっていうのを、やはりわかりやすく見やすい形につくって、ぜひ広報なりに折り込んで、してほしいと思うんですけれども、その辺はできるかどうか、その考えも伺います。以上です。答弁をお願いいたします。

まちづくり課長。

まず始めに、あいる一とのアンケート調査の関係につきましてご答弁申し上げます。先ほど熊木議員のほうから、アンケートの回答結果につきまして13件という形でお話がありましたが、これにつきましては、あいる一とに乗り込んだ時の調査をした、乗客の聞き取り調査

議 長
まちづくり課長

の件数でございます。それとは別に、広報4月号のほうにアンケート用紙を同封いたしまして、そちらからの回答。それから、グーグルフォームを活用した、電子のアンケート調査を実施しております。この広報に折り込みましたアンケート調査及びグーグルフォームによるアンケート調査での回答につきましては、137件の回答があったところでございます。熊木議員のほうからご指摘のありました、乗り込み調査での13件という、非常に少ないのではないかというご意見でございますけれども、これにつきましては本年度もアンケート調査の実施を予定しております。乗り込み時間や乗り込み期間を増やすなどして、より多くの利用者の声を聞けるように、改善をしていきたいと思っております。なお、本年度につきましては、アンケート調査は2月の利用者が多い状況もございますので、2月を目途に、今アンケート調査をするよう計画をしているところでございます。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。ご質問がいくつかございましたので、答弁内容が前後いたしますことをご容赦ください。

まず、1番目の料金でございますけれども、300円の料金設定でございますけれども、当時路線バスの料金が170円、巡回バスの料金が200円、そしてタクシーの初乗り料金が550円でありました。それらの料金バランスを考慮しまして、300円という料金設定をさせていただいたところでございます。また、あいる一との令和4年度の事業決算を申し上げますと、事業者への委託料が1,424万5,000円、燃料費・保険料・車両維持経費が297万3,000円。合計1,721万8,000円の事業費総額に対しまして、利用料金が232万4,000円、国庫補助金が265万8,000円。事業収入の合計額は498万2,000円で、差し引き1,251万8,000円、71%が町負担となっている状況でございます。なお、事業者への委託料でございますけれども、ドライバー2名、オペレーター1名分を経費として執行しております。また、令和6年度、これからでございますけれども、委託料の試算額は1,573万円で、対前年比148万2,000円、10%の増額見込みで、これは人件費のアップが主でございます。そのような状況下において、また、昨今の燃油高や車両維持経費、物価高騰を踏まえますと、料金の引き下げは難しいというように考えてございます。

なお、回数券のことでございますけれども、アンケート調査を望む声があったので、これについては利用者の利便性向上のために、来年度からの実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、時間延長や土日の運行でございますけれども、全国的に公共交通、観光バス、タクシードライバーの不足が顕著でございます。毎日深刻な課題としてメディアでも取り上げられております。あいる一との事業者につきましても、現状厳しい状況でございます。時間延長や土日運行については打診をしておりますけれども、恒常的な増員は難しいというような状況でございます。

なお、年に数回の町のイベントに合わせた臨時的な運行といいますか、そういうイベント運行につきましては、これから高齢化が進行するなか、お年寄りのそういう外出機会の確保という観点から、試行的な実施について検討してまいりたいというように考えてございます。

また、子どもたちの利用に関する声はなかったのかというようなこととございますけども、先の行政懇談会において、子どもが利用する場合、やはり現金でなくて回数券、そういうもので利便性の向上を図っていただけないかというような声がありましたので、これについてはそういうような形で検討してまいりたいなというように考えてございます。また、あいる一とを町民の方が広く利用していただくための周知ですけども、これにつきましては工夫をしまして、町民の皆様にお示しできるようにしたいというように考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

4番 熊木 恵子議員。

今、答弁いただきましたけれども、再々質問させていただきます。

私も運行経費について、令和2年度に実施された時に、1,360万3,000円で、4年度のこともちよっと調べて今話そうと思ったんですけれども、町長のほうから今答弁いただきました。令和6年度の予算ということでも、今10%増だということでした。そういうなかでも、今町長のほうから71%が町負担だということ、それもわかります。今後この利用料金や時間延長などを検討した場合の維持管理費とかが、今10%上がるということだったんですけれども、私は多少委託料や維持管理費が増加しても、やっぱり町民の交通弱者の利便性を高めるという施策としては、必要な経費だと考えます。また、今バスというか、今までの巡回バスからあいる一とになって、やっぱり使われている方がロコミでだんだん広めていっていると思うんですよ。それで、免許返納者とかも、今、免許返納の券を使って利用されている方が、今後引き続き利用するということは大いに考えられると思いますので、そこはやっぱり今度予算に絡むことですから、でもやっぱり町の大きな施策として、これを普及させるというところでは、ある程度の支出はやむを得ないと私は考えますけれども、そのところで町長の見解を伺います。

本町は、先ほどの行政報告のなかでもありましたように、はれっぱがオープンして、14万人を超えたというなかで、子育て人口が増加していることが各多方面で取り上げられています。それで話題になっています。町が賑わい、人口増は本当に大変喜ばしいことだと思いますけれども、同時にこの町をしっかりと支えてきた、そして支えて発展させてきた町民に、同じように感謝の念を忘れてはいけないと思っています。この先、高齢化率も上がってきます。全ての人が、子どもも大人も、そして高齢者も、町民にやさしいまちづくりということをするのが、町の大きな役割だと私は考えます。住民の足の確保というのは、先ほども再質問でも述べたように、これから高齢化率が上がっていくなかで、本当に引きこもらないで外に出ていく、そして町の事業とかにもどんどん参加していく。このような人を増やすことが、今後のまちづくりに大きな役割を果たすことになると思います。病院にか

かる方も、健康予防を自らすることで、病院の経費も抑えるとかそういう形にもつながっていくと思いますので、ぜひとも検討を願いたいと思うんですけれども、再度答弁をお願いいたします。

町民にお知らせをするというのは、取り組んでくれるということなので、ぜひそれもお願いします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。料金の件でございますけれども、利用される方にとっては負担が少ないのは、1番いいことではないかと思っておりますけれども、現段階において、現行の料金体系をいかに維持していくのか。そういうその行政課題が、私は1番ではないかなと思っております。やはり事業は継続していかなければなりませんので、その一定の収入確保については、私は当然行っていかなければならないものと考えております。なお、年金生活者や高齢者に対します、感謝の念というか、料金の引き下げでございますけれども、理解いたしますけれども、このあいる一との利用者の多くが75歳以上の方でございます。この料金収入が減少すれば、事業としての自立性はますます低くなってくるものでございますので、これについても難しいのかなというように考えてございます。

また、地域公共交通対策でございますけれども、これにつきましては民業を圧迫しないことが前提でございます。時間延長や、運行日の拡大、これにつきましては慎重な調整と対応が必要でないかなと思っております。加えまして今、2024年問題がございます。ドライバーの労働時間の見直し規制が始まります。交通事業者の経営状況、経営環境や、ドライバーの確保については、ますます深刻化が極めるものでないかなと思っております。いずれにいたしましても、引き続きアンケート調査などによりまして、町民ニーズを把握しまして、課題解消に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議 長
佐藤議員

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に5番 佐藤 妙子議員。

認知症対策について。超高齢化社会の抱える問題のなかでも、差し迫って重要性が高い認知症問題は、認知症についての知識の普及、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられる社会にしていくための施策、予防や治療に関することを推進する施策など、多方面から早い段階で手を打っていかなくてはならない状況です。

2023年6月14日、「認知症基本法」案が参議院本会議で可決、成立しました。内容には、認知症の人の尊厳を守ることや正しい理解の普及、バリアフリー化の推進などが盛り込まれました。本町ではこれまでも介護保険事業計画・高齢者福祉計画において認知症総合支援事業のなかで様々な取組を進めていますが、以下の3点について町長に伺います。

1、認知症の方との共生社会の実現を推進するために、認知症に関する正しい知識や理解、また認知症の早期発見の実現をどのように進めていくのか。

2、認知症対策については第9期南幌町介護保険事業計画・高齢者

福祉計画のなかでこれまで同様に定めることを確認しましたが、そのなかで新たな取組は考えているのか。

3、認知症になると、物事の決定について本人の明確な意思が伝えられない状態が想定されます。そうなる前に認知症本人の今後の医療的決定事項や資産状況、葬儀の希望など、あらかじめ終活に関する個人情報などを町に登録することで、いざというときに関係機関と連携ができる「終活情報登録制度」の考えについて伺います。

議 長
町 長

町長。

認知症対策についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、認知症になっても自立した生活ができるよう、地域全体で正しい知識の普及が重要と考えることから、引き続き、老人会やカフェサロンでの講話や各団体への認知症サポーター養成講座を実施します。また、地域包括支援センターや民生委員など、地域の関係するネットワークによる情報連携と保健師の訪問などにより、認知症を疑われる方の早期発見と支援に取り組んでまいります。

2点目のご質問については、現在、介護保険事業計画策定委員会において実施事業等の検討作業を進めていることから、計画案が策定された段階で説明します。

3点目のご質問については、「終活情報登録制度」は、専門的な職員配置など体制の整備が必要であり、現段階での導入は難しいことから、エンディングノートが多くの人に広がるよう理解と利用促進のための啓発を行うとともに、「ふるさと未来塾」などを活用したセミナーを開催してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

5番 佐藤 妙子議員。

それでは再質問させていただきます。

認知症を疑われる方の早期発見と支援に取り組んでいただけたというお話でした。私も本町の認知症対策で、今後特に早期発見が重要になってくると思います。本町の高齢化率ですけれども、10年前は26.88%でした。令和5年では、34.76%に増えております。今年になってですね、私の所にも、もの忘れが多くなったり、ひとり暮らしで不安だ、また遠くの子どもには心配をかけたくないなど、相談件数が増えてまいりました。なかにはですね、幻覚とか妄想があっても、自分は認知症ではないと、その自覚がない方もいらっしゃいました。すぐ、あいくるの保健師さんにお繋ぎして対処していただいたんですけども、本当に、後で相談者も安心していただき、本当に私も本当に心強く思っております。やはりその早期発見が重要だと思います。本町でも様々な事業に取り組んでいただいておりますけれども、最近の自治体で、もの忘れチェックシートというものを利用している所があります。それは、自分の気になる症状に早く気づいて治療につなげるという、そういう目的なんですけれども、そういうチェックシートをですね、特定健診などで活用して、早期発見につなげるというのも一つの方法かなと思いますので、そのチェックシートの取組に関してはお伺いいたします。

それと2点目ですね。今後計画のなかで説明していただけたという

ことなので、2点目は了解いたしました。

3点目なんですけれども、やはり専門的な職員配置が必要ということで、これをされている所は、横浜市とか、どちらかというと大都市でありまして、本町では難しいところもあるのかなという思いではございますけれども、しかしですね、今多くの高齢者が認知症に不安を抱いているんですね。それは確かなことでもあります。特に終活に対してもなんですけれども、先ほど町長のお話のなかで、ふるさと未来塾とかエンディングノートとかで、これから考えていただけるという、そういうお話もございましたので、安心しておりますけれども、ただ、町の考え方としてはそのような方たちを地域で守っていきましようという、そういうお考えがあると思います。それはすごく大事なことだと思いますけれども、その地域の方たちも、どこまで認知症の方々の情報を把握しているのか、本当にそれを公開してもよいものなのか、支援のなかで不安を抱いている方もいらっしゃいます。あらかじめいろんなことを知ることで、より地域の見守りができていくのではないかなと思うんですね。例えばですね、今現在高齢者宅の冷蔵庫に保管してある安心キットがあります。あれは本当にすごく活用されていて、すごくいいものだと感じておりますけれども、安心キットの中に自分の情報を追加することとか、また、これは一つのご提案なんですけれども、今このことがちょっと話題になっているんですが、例えば家族のQRコードをつくって事前に登録して、QRコードでできたそのシールを認知症の方の衣類や持ち物に貼るという、そういうシールなんですけれども、これが行方不明になっても、その発見した人が、洋服などについているそのQRコードから、家族に写真と現在地が送られる仕組みになっているんです。個人の情報登録とか、家族の情報も開示されるということもないことから、とても安心なものらしいんですね。それで、価格も安価な利用設定でできるものらしいんです。それで、今後そういうものも活用しながら、本町としてできるところから取り掛かっていってはいかがかなと思っております。その部分で、町長の考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず認知症基本法でございますけれども、来年1月に施行が予定されておりまして、これからいろいろなこう、支援体制ですとか、事業化が出てくるものではないかなと思っております。本町における認知症者数でございますけれども、なかなか判定が難しいといいますが、数値化が難しいわけでございますけれども、日常生活の自立度判定基準に当てはめた場合でございますけれども、その場合の認知症の数につきましては、本町で429名で、これにつきましてはやはり年々増加傾向にあるのではないかなというふうに考えてございます。

1点目の、認知症に関する正しい知識や理解、また早期発見の件でございますけれども、当然、認知症の理解促進については重要であることは認識しております。ここ数年コロナ禍がありまして、町は様々な取組をしておりますけれども、なかなか事業ができないような状況で

ございました。5月からコロナが5類に移行しましたので、これから取組がまた以前のような形に戻るのではないかなと思ってございます。基本法の施行を踏まえまして、改めて老人会やカフェサロンでの講話、また様々な機会を通じて、この正しい知識、理解促進が進むように、普及に努めたいというように考えてございます。早期発見につきましては、個人情報もありまして、なかなかすぐに進むのではございませんけども、民生委員や地域関係者のネットワークの強化、そして福祉サービス事業者との連携、また、地域包括支援センターでは、総合相談窓口を設置しております。それらの活動を充実させますとともに、保健師の日頃の訪問活動によりまして、早期発見に努めてまいりたいというように考えてございます。

それと3点目の終活情報登録制度でございますけども、議員言われるように、いざという時や、認知症の発症を懸念した備えについては、大変重要であるというように考えてございます。しかし、この終活情報登録制度の実施につきましては、専門職員の配置など、実施体制に非常にハードルが高いものがございます。現在は、道内では石狩市だけで実施されていると聞いております。道外では主に中規模都市以上で実施されている先進事例がございますけども、なかなかまだ事業の定着性には時間がかかるのかなというように気がしております。そういうことから、この終活情報登録制度に変わりますというか、取り組みやすいエンディングノートの活用、これにつきましては以前議員からも一般質問をいただいた経過がございます。あくまでも終活情報として、個人が管理するものでございます。こうしたものを取り組みやすい機会づくり、セミナーの開催を含めて、実施してまいりたいというように考えてございます。また、もの忘れチェックシート、これにつきましては、どのようなものがあるのか、こういう名前も含めてこういうものがあるのか、これにつきましては検討させていただきます。また、安心キットの登録内容の追加、これにつきましても、また検討させていただきたいというように考えてございます。以上でございます。

議 長
佐藤議員
議 長

5番 佐藤 妙子議員。

以上で終わります。

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時33分)

(午前10時45分)

議 長
高橋議員

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に9番 高橋 修平議員。

それでは質問に入らせていただきます。学校給食の素材と食品添加物について。将来の子どもたちの健康とカラダづくりにおいて、食事は重要な要素の1つです。ところが食文化の多様化に伴い不安を感じる食材が出てきていることから、給食への影響について質問します。

最近メディアで話題となっている食用のコオロギなどの昆虫食を推奨する目的は食糧不足を補うためのものですが、2050年には世界

人口が100億人になるといわれ、重要な栄養源であるタンパク質の確保が必要であり、昆虫食は牛、豚、鶏などの畜産よりも環境負荷が少なく効率よく育てることができる食材とされています。日本人は昔からイナゴを佃煮にして食べる風習もあり、昆虫を食べること自体が問題ではありません。中国の薬学百科ではコオロギは「微毒」、「妊婦は禁忌」として、墮胎薬としても使われていました。しかし1番の問題点はコオロギがゲノム編集しやすいことです。ゲノム編集及び遺伝子組み換えとは、どちらも生物の遺伝子を人為的に操作する技術で、日本では遺伝子組み換え作物を栽培はしていませんが、遺伝子組み換えされた大豆やトウモロコシなどが国内に大量に輸入され、加工食品や調味料、そして食品添加物などがつくられています。

食べ物に関する遺伝子組み換えの歴史は30年程度で海外では様々な実験や研究が行われ、食べ続けることによりがんやアレルギー疾患、不妊症などのリスクが高くなると指摘されています。ゲノム編集に関しては遺伝子組み換えよりもさらに新しい技術なので、食料としての危険性は研究が不十分とされています。それでも遺伝子を操作することから、食べ続けると遺伝子組み換え作物と同様の病気発生のリスクが指摘されています。

以上を踏まえ、以下の3点について教育長に伺います。

1つ目、給食における遺伝子組み換えやゲノム編集食材の現在の使用状況は。

2つ目、今後これらの食材のほかにも児童生徒やそのご家族が不安を感じる食材を使用する際には事前に各家庭に伝えるなどの意向はあるのか。

3つ目、遺伝子組み換えやゲノム編集、昆虫などは今後、食品添加物や調味料に多く含まれていく可能性があります。無添加調味料や無添加食材を使用した「無添加給食」への移行は南幌町の学校給食のイメージアップになると考えますが教育長の考えは。

議 長
教 育 長

教育長。

学校給食の素材と食品添加物についてのご質問にお答えします。

本町の給食は、学校給食法の基準に基づき、安全で安心な学校給食を児童生徒へ提供しています。

1点目のご質問については、現在、遺伝子組換えやゲノム編集された食材は、学校給食に使用していません。

2点目のご質問については、学校給食において、児童生徒や保護者が不安を感じるような食材を使用することは、あってはならないことから、安全性が確認できない食品や不安を抱くような食材を使用する考えはありません。

3点目のご質問については、学校給食において unnecessaryな添加物が含まれる食材の使用は避けていますが、添加物を使用しない「無添加給食」については、食材が限られ献立への影響が懸念されるため、移行は難しいと考えます。

議 長
高橋議員

9番 高橋 修平議員。

1点目と2点目についての答弁のほうは、確認の意味もありますの

(再質問)

で、わかりました。ありがとうございます。

3点目の答弁に関する再質問をさせていただきます。今はアレルギーを持つ生徒さんは、給食を弁当に変更できるというふうに伺っておりますが、食品添加物以外にも、砂糖・小麦・乳製品に対する懸念など、様々な理由でお弁当に変更したいと思っている保護者や生徒さんも、多くはありませんがいらっしゃいます。なので、アレルギーはなくてもお弁当に変更できるか、できないかということをお伺いしたいと思います。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

高橋議員の再質問にお答えします。学校の給食については、学校給食法というものに定められたもので提供しています。そのなかには食育といって、安全なおいしい給食を出す、提供をする、それ以外にも7つの目標が達成されるようにということで書かれております。その7つの目標のなかには、例えば、望ましい食習慣を養う。それから、明るい社交性及び協同の精神を養う。生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。それから勤労を重んじる態度を養う。生産だとか、流通及び消費について正しい理解を導く。このような目標があります。学校衛生管理基準に従い、食品事故を起こさないための安全管理を徹底し、安全・安心の給食、これを心掛けて徹底しております。ただ、アレルギー等、これは生命にも関わることであることから、不安がある場合については、学校給食の目的や狙いを十分説明したうえで保護者と相談して、アレルギーの管理表に基づいて個別に対応してまいりたいと思います。

議 長
高橋議員

9番 高橋 修平議員。

現状では、アレルギーがなければ弁当には変更できないという意味合いで一応理解しました。食育の考え方の一つとして、一人ひとりが食べ方とか、食べるべきもの、食べないほうがいいものとか、食べると悪化するものとか、様々ございます。旬のものを食べることの大切さとか、添加物、農薬、放射能の危険性なども、やはり子どもたちに伝えていくことというのは、自身の健康な心と体、豊かな人生をつくるうえで大切だと思っていますし、あとは前回のワクチンの一般質問でも言わせてもらったんですけども、やはり何か起こったとしても、やっぱりその自身の自己責任みたいのところになってくると思いますし、その保護者の責任というのもあると思いますけれども、やっぱりそればかり言いすぎると厳しい部分もあると思いますので、やっぱり町としては、できる限りわかりやすく様々な細かい情報提供など、あとはやっぱり選択肢は増やしていったほうがいいんじゃないかなと、僕は感じる場合がございます。再々質問のほうはございませんので、これで一般質問を終了させていただきます。

議 長

以上で高橋 修平議員の一般質問を終わります。

西股議員

次に2番 西股 裕司議員。

私のほうからは、南幌町ゼロカーボンシティの実現に向けた取組はということで1問質問させていただきます。世界的な気候変動の要因は、地球温暖化が要因といわれ、今年の夏は気温の異常な上昇などに

より、本町の農作物等にも影響が現れてきています。

日本では2050年までに二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑える、脱炭素社会の実現を目指しています。北海道においても「ゼロカーボン北海道」の実現を目指していることから、南幌町も2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにしようと、町長は令和5年度第1回定例会において「南幌町ゼロカーボンシティ」の宣言を行いました。

その後、具体的な施策等は示されていませんでしたが、町広報11月号において南幌町地球温暖化対策実行計画進捗状況報告が掲載され、南幌町が取り組む事務・事業として対象施設及び基準排出量や削減目標が初めて公表され、令和4年度の基準排出量は8.7%削減できたとの報告が掲載されていました。

今回の公表は、あくまでも南幌町の行政の事務・事業としていますが、この先は、町だけで取り組んで達成できるとは思えません。

2050年までの約26年間という長いスパンでどのように削減をしていくのか、町民にもっと具体的な計画を知らせる必要があるのではないのでしょうか。また、町民も一体となってこの宣言の実現を目指すことは考えているのか伺います。

町長。

南幌町ゼロカーボンシティの実現に向けた取組はのご質問にお答えします。

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」は、本町を含め道内140の市町村で行われました。

本町においては、第4次南幌町地球温暖化対策実行計画に基づき、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを50%削減することを目標として、省エネルギーや省資源の取組の実践をはじめ、公共施設や街路灯のLED化、役場庁舎の地中熱ヒートポンプシステム導入など、温室効果ガス排出量削減の取組を進めています。

しかしながら、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すためには、町の事務事業における温室効果ガス排出量削減の取組だけではなく、町民並びに事業者などの理解と協力が必要と考えます。

そのためには、エネルギーの節約や転換、二酸化炭素の少ない交通手段やサービス等の利用など、身近なことからできる行動や取組について、町広報、ホームページ等により周知と啓発を行うとともに、地域と行政が一体となり地球温暖化対策を推進するため、先進事例などを踏まえ調査検討を進めてまいります。

2番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。地方自治体の温暖化対策に向けた姿勢を示すのが、ゼロカーボンシティの宣言だったのかなというふうに思っております。そのなかにおいてですが、今年の流行語大賞のなかでは、ノミネートされたなかで、地球沸騰化と。温暖化よりもですね、かなり悪いような状況になってきているよという言葉が今出てきております。そういうことを踏まえたなかで、11月のなかでは、事務事

議 長
町 長

議 長
西股議員
(再質問)

業の中で8.7%ということなんですが、これは最初の南幌町の地球温暖化対策実行計画のなかでは、30年までに50%まで削減しますよという流れで言っていたと思うんですが、これも今の段階で8.7ということになると、残りですね、約もう6年しかないですから、そのなかでどうやって減らしていくのかということになるんですが、中期の財政計画のなかですね、まだ庁舎以外の所のヒートポンプですとか、そういうものの計画もないような状況ですので、事務・事業も50%まで減らすというのは非常に難しいのかなというふうに思います。そのなかでまださらにゼロにしてくよというような形を、26年という非常に長いスパンなんですが、そのなかでどのようにやっていくのかというものがですね、もう既にある程度のガイドラインというか、ものは示してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺の考え方についてですね、町長にお伺いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、現在の役場内だけの事務・事業だけで、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることは到底できるものではございませんし、町民や事業者、町民一体となった取組が必要であるということは認識しております。そのなかで、現在の町の事務事業の温暖化対策でございますけども、8.7%削減ということで、広報11月号で令和4年度の実績について掲載をさせていただきました。ちなみに令和5年度から、役場庁舎内の12施設の電力量をカーボンFプランというものに変更してございます。また、街路灯の設置が随分進んでございます。そういうことで、令和5年はまもなく実績が、令和5年も終わりますけども、そういうなかで、令和4年度8.7%の削減が、削減量としまして36%を今試算してございます。令和6年度につきましては、さらにその取組が進みまして、39%の削減ができるのではなかろうかということで、役場内では今そういう数値を押さえてございます。今後、町民への数値化ということをおっしゃっているんじゃないかと思っておりますけども、なかなか町全体におけます計画や数値化につきましては、排出量の算定や削減量の確認、それと各目標値の設定など、なかなかちょっと難しいようなところがあるのかなということ考えてございます。また現在、国・道もこのゼロカーボンに対しては、加速的に進めているものと思っております。これから事業の支援なんかも出てくると思っております。先進的な取組も出てくると思っております。当面は、広報12月号でも掲載いたしましたけど、現在環境省が国民に示しているゼロカーボンアクション30という取組事例がでございます。そのような啓発をまずは進めている、ライフスタイルの見直しですね。そういうものの町民啓発を進めたいというように考えてございます。

議 長
西股議員
(再々質問)

2番 西股 裕司議員。

それでは再々質問させていただきます。先ほどの回答のなかで、町民にできることということで協力していただきたいということで、エネルギーの関係ですとか、交通の関係も出ていたんですが、そのほかでも食品ロスの関係、それとかごみの排出量を減らすんだという取組、

そういうこともやっぱり必要になってくるだろうと。エコバックやマイボトルを使用するだとかもあるんですが、緑を育てる、増やすという事業も必要になってくるのかなというふうに思います。やっぱり脱炭素のなかではそういうようなものをしていかなきゃならないのかなと思っております。

今、環境省のほうで、そういうような事業がうんぬんという話があったんですが、例えばですね、町民向けに既存の住宅の省エネに対する増改築というか、エコ部分でそういうものに対する補助金ですとか、EV自動車に対する補助ですとか、そういうのも実際に出ていまして、令和4年度ですとか、令和3年から令和7年までの間ですとか、もう既に実行されているというか、そういうような事業というのが、地域脱炭素の推進のための交付金として既にあるわけなんですよ。ですからそういうものが、これは該当する、しないというのは、私も深く見ていないですかわからないんですが、そういうものがあつたとすれば、今町で行っているリフォームの関係に、そういうものをプラスしてさらに進めるとか、そういうこともできるんじゃないだろうかなというふうに思います。それと、そういう設備をするよという部分についてもこういう交付金の活用というのはできるのかなというふうに思っております。ですから、もっともっとやはりこういうところを探ってみて、我々よりも情報網もあると思いますので、ぜひ実現に向けた取組のほうにやっていただきたいなと思います。

もう一つあるのは、これをいかに町民に知らせるのかということなんです。先ほどのあいる一との関係でもどうするんですかという話だったんですが、議会報告懇談会でもそうですし、行政懇談会でもそうだったと思うんですが、いろんなメディアを通して、町もいろんなアナウンスをしているんですが、それがうまく伝わっていないような状況だったのかなというふうに思います。ですから読まれていたらあまりこういう質問もないのになというのもあつたと思うので、こういう事業の周知の仕方というものを、もう1回検討していただきたいなというふうに思います。この関係についてですね、もし何かあれば意見をお伺いしたいと思います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

それでは、再々質問という形でご答弁をさせていただきます。

以前町では、バイオマスエネルギーとして、稲わらペレット化を目指しまして、調査・研究を進めた経過がございますけども、実用性にちょっと課題があるということで、現在は取組を中止している状況でございます。それと、緑を増やすということで議員からのお話をいただきました。そういう観点では、今みどりの食料システム戦略というものが進められております。これは農村環境の保全や地域資源を維持するものでございます。内容としましては、農薬の使用料を2030年までに10%、2050年までに50%低減するというもので、また、化学肥料につきましても、同様に2030年までに20%、50年までに30%低減するという取組でございます。本町におきましても、この環境型保全に取り組んでいる生産者がおられます。現在、1

3経営体でございます。面積につきましては178ヘクタールで、現在肥料の高騰もございまして、生産者からのお問い合わせが増えておりまして、取組もこれから増えていくのかなと思っております。また、農協におきましても、化成肥料や農薬を低減する、議員ご承知のとおり、YES! cleanマークの取組を進めております。廃プラスチックの回収も進めております。また、新たな環境保全といえますか、対策といえますか、本年秋に、はれっばの事業管理者が町民に呼びかけまして、中央公園でゴミ拾いをして、環境啓発をしていただいた経過がございます。また、さっぽろ連携中枢都市圏では、太陽光パネルの設置助成もございます。本町はその一つの参画団体となっておりますので、この恩恵も被ることができます。また、現在北海道と道住宅供給公社、南幌町が実施主体で一定の脱酸素化対策を施した住宅、ゼロカーボンヴィレッジを進めております。

また、町民生活のなかでも、先ほど言われましたとおり、節電や節水、ごみの減量やリサイクル、食品ロスの削減、または交通手段を見直すなど、様々な取組があります。それらを町民の皆様に、取組が広がるような啓発を行っていきたくと。これにつきましては広報12月号でも若干いたしましたけども、これにつきましては継続的にやっていかないと、町民の意識が上がらないということで考えてございます。いずれにいたしましても、幅の広い取組でございまして、長期の計画でございまして。そして、やはり社会的な広がりが必要かなというように考えてございますので、まず、そのような町民の意識が広がるような取組の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

議 長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員には

元町2丁目1番8号 前川 肇氏 70歳 無所属

北町4丁目4番1号 寺田 孝広氏 68歳 無所属

南17線西13番地 小林 暢徳氏 61歳 無所属

西町1丁目2番9号 佐藤 晴美氏 58歳 無所属

選挙管理委員補充員には

第1順位 南9線西2番地 今村 信市氏 64歳 無所属

第2順位 北町6丁目9番5号 宮入紀美男氏 66歳 無所属
第3順位 西町1丁目1番4号 尾暮 美幸氏 60歳 無所属
第4順位 南21線西22番地 馬場 政通氏 55歳 無所属
以上を指名いたします。

●日程6 議案第64号 功労表彰についてを議題といたします。
関係者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(星議員、退席する。)

(午前11時15分)

(午前11時15分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
局長に朗読させます。

(局長朗読する。)

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました 議案第64号 功労表彰についま
して、提案理由を申し上げます。

志賀浦 学氏は、議会議員として5期20年間にわたり在職され、この間、総務常任委員長を歴任されたほか、南空知公衆衛生組合議会議員、南空知葬斎組合議会議員などを務められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

内田 恵子氏は、議会議員として3期12年間にわたり在職され、この間、長幌上水道企業団議会議員、南空知消防組合議会議員などを務められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

岩野 博子氏は、民生委員児童委員として10期30年間にわたり在職され、この間、民生委員児童委員協議会副会長を10年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

加藤 修氏は、スポーツ推進委員として11期22年間務められ、その間、スポーツ推進委員会副委員長を14年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

以上、4名の方々を表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。功労表彰について、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては、この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第64号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 関係者の着席を求めます。暫時休憩いたします。

(星議員、着席する。)

(午前11時19分)

(午前11時19分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程 7 議案第 6 5 号から日程 9 議案第 6 7 号の 3 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程 7 議案第 6 5 号 南幌町消防防災対策基金条例制定について

●日程 8 議案第 6 6 号 令和 5 年度南幌町一般会計補正予算（第 6 号）

●日程 9 議案第 6 7 号 令和 5 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

以上、3 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました 議案第 6 5 号から議案第 6 7 号の 3 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 6 5 号 南幌町消防防災対策基金条例制定につきましては、本町の消防防災対策に関する施策を実施するための基金を設置するため、本案を提案するものです。

次に、議案第 6 6 号 令和 5 年度南幌町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、歳出では、ふるさと応援基金及び消防防災対策基金積立金の追加、後期高齢者医療事業費の追加、乳幼児等医療費の追加、児童手当支給経費の追加、保育所等運営補助事業費の追加、給食センター用備品購入費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加、企業版ふるさと応援寄付金並びに消防防災対策寄附金の追加、財政調整基金繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 286 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1, 209 万 7, 000 円とするものです。

次に、議案第 6 7 号 令和 5 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳出では、介護保険報酬改定に伴うシステム改修費の追加、高額医療介護サービス給付費の追加、歳入では、システム改修に伴う国庫補助金の追加、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6, 355 万 9, 000 円とするものです。

議案第 6 5 号につきましては総務課長が、議案第 6 6 号につきましては副町長が、議案第 6 7 号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第 6 5 号 南幌町消防防災対策基金条例制定につきましてご説明申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。本条例制定については、先日、消防防災対策のための指定寄附金として、町内在住の方より、匿名での寄附があったところがございます。いただきました寄附金を、本町の消防防災対策の取り組みに活用するため、基金を設置

し、その運用に関し必要な事項を新たに定めるものでございます。条例の構成については、第1条から第6条までの構成となります。

第1条は、基金設置の目的でございます。

第2条は、基金として積み立てる額の規定、第3条は基金の管理に関する規定です。

第4条は、基金運用益金の処理の規定、第5条は、基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとする規定です。

第6条は、委任規定です。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第65号の説明を終わります。

議 長
副 町 長

副町長。

それでは、議案第66号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第6号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額318万8,000円の追加です。ふるさと応援寄附事業で、令和4年度先行予約受付分に係る経費を追加するものです。

3目財産管理費、補正額1,100万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金並びに消防防災対策寄附金を積み立てるものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2目障がい者福祉費、補正額27万5,000円の追加です。障がい者福祉経費で、障がい福祉サービスにおける報酬改定に係るシステム改修費を追加するものです。

3目高齢者福祉費、補正額33万円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額863万2,000円の追加です。次ページにかけまして、後期高齢者医療事業で、令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定により追加するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額466万8,000円の追加です。児童福祉総務経費で、転入による対象者の増加に伴い受診件数が増えたことにより、医療費審査支払手数料及び乳幼児等医療扶助費を追加するものです。

2目児童措置費、補正額636万円の追加です。児童手当支給経費で、転入に伴う対象児童者数の増加に伴い追加するものです。

3目保育所費、補正額4,952万9,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、転入による保育園・認定こども園の利用者並びに町外私立幼稚園・保育所等の広域入所者数の増加に伴う保育施設等給付費の追加、保育園・認定こども園において新規で採用された保育士に対する就労支援金を追加するものです。なお、令和5年度の採用は、現在まで保育園3名、認定こども園4名となっています。

4目子育て支援費、補正額15万4,000円の追加です。子ども・子育て支援事業で、ファミリー・サポート・センターの利用者の増加に伴い利用負担金を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額32万6,000円の追加です。環境保全型農業直接支援対策事業で、取組農業者1経営体の増加に伴い追加するものです。

次に、9款教育費5項1目保健体育総務費、補正額47万8,000円の追加です。健康づくり・体力向上事業で、スポーツセンター改修に伴い、小学校学校開放利用時間の増加に伴い、管理業務委託料を追加するものです。

3目給食センター運営費、補正額792万円の追加です。給食センター運営経費で、真空冷却機の故障に伴い、新たな機器に更新する経費を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額2,564万1,000円の追加です。7節児童手当国庫負担金で、児童手当支給に対する負担金です。8節児童福祉費国庫負担金で、保育所・認定こども園に係る給付費負担金です。

次に、2項1目総務費国庫補助金、補正額7,933万4,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、生活応援チケット分2,756万6,000円、低所得世帯支援として1世帯7万円の支給分として5,176万8,000円の追加です。

2目民生費国庫補助金、補正額12万3,000円の追加です。1節障がい者福祉費国庫補助金で、障がい者福祉システム改修に係る補助金です。

次に、16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額1,261万4,000円の追加です。9節児童手当道負担金で、児童手当支給に対する負担金です。10節児童福祉費道負担金で、保育所・認定こども園に係る給付費負担金です。次ページにまいります。

2項2目民生費道補助金、補正額207万5,000円の追加です。6節児童福祉費道補助金で、乳幼児等医療費助成事業に係る補助金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額24万4,000円の追加です。1節農業費道補助金で、環境保全型農業直接支援対策推進事業に係る補助金です。

次に、18款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額100万円の追加です。企業版ふるさと応援寄付金として、札幌市 株式会社中山組様より寄附をいただいたものです。

4目消防費寄附金、目の新設です。補正額1,000万円の追加です。1節消防費寄附金で、消防防災対策に役立っていただきたいと、町内在住の方より匿名で寄附をいただいたものです。いただきました寄付金につきましては、先ほど説明いたしました、消防防災対策基金に積み立てし、本町の消防防災の取り組みに使用させていただきます。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額4,097万1,000円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額280万円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ9,286万円を追加し、補正後の総額を81億1,209万7,000円とするものです。以上で、議案第66号の説明を終わります。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、議案第67号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額66万円の追加です。介護保険報酬改定に伴う、介護保険業務システムの改修を追加するものです。

2款保険給付費5項1目高額医療合算介護サービス費、補正額9万円の追加です。高額医療介護サービス費の給付費不足による追加によるものです。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額9万円の減額です。介護給付費の追加に伴う財源調整です。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金2項6目事業費補助金、補正額33万円の追加です。システム改修に伴う事業費の2分の1の国庫補助金です。

6款繰入金1項5目その他一般会計繰入金、補正額33万円の追加です。システム改修に伴う事業費追加による一般会計からの事務費繰入金です。

以上、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、補正後の総額を8億6,355万9,000円とするものです。以上で、議案第67号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たっては議案ごとに行います。

初めに、議案第65号 南幌町消防防災対策基金条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

最後の12ページの教育費の給食センター運営経費で、先ほど備品購入費ということで、故障して入れ替えたというふうに伺ったんですけども、常時点検とかしていると思うんですが、子どもの学校給食で何か壊れた時にすぐ影響を与えると思うんですけども、そのほかに点検して、何かそういうのがあるのかどうか、それを1点だけ伺います。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

熊木議員のご質問にお答えをいたします。ただいまお話がありました真空冷却機につきましては、機内ですね、温度が18度までしか下がらなくなりまして、サラダ、和え物などですね、一度火を通した後、10度以下に冷却が必要な献立を提供することができなくなりましたので、今回補正をするものとなっております。また他の機器につきましては点検等を行いまして、今のところはですね、不具合のほうは生じておりません。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第67号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第65号 南幌町消防防災対策基金条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第66号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第67号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第68号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました 議案第68号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、国民健康保険業務システム改修費の追加、過年度分保険給付費等交付金償還金の追加、歳入では、国民健康保険業務システム改修に伴う道

支出金の追加、基金繰入金の減額、令和4年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,193万6,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第68号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額132万円の追加です。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、産前産後被保険者の保険税減額措置に対応するため、システム改修委託料を追加するものです。

次に、8款諸支出金1項2目保険給付費等交付金償還金、補正額6万1,000円の追加です。令和4年度保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を償還金として追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額132万円の追加です。特別調整交付金で、システム改修に係る道支出金を追加するものです。

6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額528万9,000円の減額です。令和4年度繰越金の確定に伴い減額するものです。

次に、7款繰越金1項1目繰越金、補正額535万円の追加です。令和4年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ138万1,000円を追加し、補正後の総額を9億9,193万6,000円にするものです。以上で、議案第68号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第68号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第69号 工事請負契約の変更について（中央公園トイレ改修工事）を議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
 ただいま上程をいただきました議案第69号 工事請負契約の変更につきましても、中央公園トイレ改修工事の設計変更に伴い、本案を提案するものです。
 詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 都市整備課長 内容の説明を求めます。都市整備課長。
 それでは、議案第69号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。1 契約の目的、中央公園トイレ改修工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前5,874万円（内消費税及び地方消費税の額534万円）。変更後5,926万8,000円（内消費税及び地方消費税の額538万8,000円）。本件につきましては、5月25日付けで契約を締結し、工事を進めております。実施工事のうち、旧トイレの撤去工事につきまして、産業廃棄物処理の数量が当初設計より増えたことから、設計変更を行い、契約金額の変更をするものです。なお、契約変更に伴い52万8,000円の追加費用が生じますが、現行予算のなかで執行いたします。4 契約の相手方、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建、代表取締役、峰尾義明。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和6年1月30日までとしています。以上で、議案第69号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
 （なしの声。）
 御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
 お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
 （なしの声。）
 それでは採決いたします。
 議案第69号 工事請負契約の変更について（中央公園トイレ改修工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 （なしの声。）
 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

町長 ●日程12 議案第70号 工事請負契約の変更について（中学校体育館改修工事（建築工事））を議題といたします。
 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
 ただいま上程をいただきました議案第70号 工事請負契約の変更につきましても、中学校体育館改修工事（建築工事）の設計変更に伴い、本案を提案するものです。
 詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。
 議案第70号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。1 契約の目的、中学校体育館改修工事（建築工事）。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前1億4,058万円（内消費税及び

地方消費税の額1,278万円)。変更後1億4,498万円(内消費税及び地方消費税の額1,318万円)。本件につきましては、7月11日に契約を締結し、建築工事を進めておりましたが、屋根の防水工事に伴う屋根下地材の補修工事及び体育館入口のハンガードアの補修工事について、当初の設計より追加工事の必要が生じたことから、設計変更を行い、契約金額を変更するものです。なお、契約変更に伴い、440万円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。4契約の相手方、勝井・吉田特定建設工事等共同企業体、代表者、岩見沢市岡山町12番地53、勝井建設工業株式会社、代表取締役社長 石井 善昭、構成員、空知郡南幌町南14線西3番地、株式会社吉田建設、代表取締役 吉田 義哉。参考といたしまして、工期、契約締結日より令和6年2月29日まで。以上で、議案第70号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第70号 工事請負契約の変更について(中学校体育館改修工事(建築工事))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、13時まで昼食のため暫時休憩をいたします。

(午前11時49分)

(午後 1時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程13 議案第71号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第71号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、個人番号カード等を使用して印鑑登録証明書の取得を可能とするため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第71号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。本条例の改正につきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード及びスマートフォンに記録したマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を利用して、全国のコンビニエンスストア等

に設置している多機能端末機から、住民票の写しや印鑑登録証明書など、各種証明書が取得できるコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスの導入に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。それでは別途配付しております議案第71号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分でございます。

第15条、印鑑登録証明書の交付において、第5項で、マイナンバーカード及びスマートフォンに記録したマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が受けることができること、第2項では、印鑑登録者本人が、役場窓口における印鑑登録証の交付に当たり、マイナンバーカードの提示を印鑑登録証の提示に変えることができることを規定するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第71号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第71号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の全部を改正する条例制定につきましては、町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置の運用等の見直しに伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。本条例は、町税等の納付の公平性の確保と、徴収に対する町民の信頼を確保するため、平成19年より施行されておりますが、実際の運用実態を踏まえ、行政サービスの制限について、迅速かつ統一的な対応を行うため、

変更条例において、別表に掲げている事務事業、改正条例において、規則へ委任することとし、ほか運用等見直しを行うために必要な諸改正を行うものです。条例の構成につきましては、第1条から第10条までの構成となっております。

第1条は、条例の目的でございます。

第2条は、行政サービス等の定義の規定で、この度の改正により、規則に委任することとしております。

第3条は、滞納者に対する制限措置についてでございます。

第4条は、納付状況の確認について、町長は行政サービス等の申請があった場合は、当該申請者に町税等の滞納がないことを確認しなければならないとし、第2項では、滞納がないことを確認する範囲について規定してございます。

第5条は、町税等に滞納があることを確認した時は、行政サービス等の利用開始の手続きを停止することができる規定でございます。次ページにまいります。納付誓約書を提出し、確実に納付が見込まれる時は、行政サービス等の利用開始の手続きを進めることができる規定でございます。

第7条は、特例措置を受けた者が、正当な理由がなく、納付誓約を履行せず、町税等を納付しない時は、当該特例措置を取り消すことができる規定でございます。

第8条は、不服申立て、第9条は損害賠償等、第10条は委任についての規定でございます。

最後に附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第72号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程15 議案第73号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第73号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第73号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。本条例の改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月より、出産被保険者に係る出産予定月の前月、多胎妊娠の場合は3か月前から出産予定月の翌々月までの産前産後期間相当分の所得割及び被保険者均等割保険税について減額措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。それでは、別途配付しております議案第73号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分でございます。

第26条、国民健康保険税の減額の第3項は、国民健康保険の出産被保険者に係る国民健康保険税所得割及び被保険者均等割額から、産前産後期間相当分の保険税について、減額することを規定するものでございます。第1号から次ページ、第6号にかけて、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、おのおのの所得割額と被保険者均等割額の減額する額を規定しております。第26条の3、出産被保険者に係る届出は、出産被保険者に係る届出の提出、届出の開始期間について規定するものでございます。

附則として、第1項、施行期日、この条例は令和6年1月1日から施行する。次ページをごらんください。第2項、適用区分、この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上で、議案第73号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第73号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第74号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第74号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第74号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この条例は、認定こども園や保育所及び地域型保育所である小規模保育事業や、事業所内保育事業などの運営基準について、国の基準を踏まえまして、市町村が条例を定めているものです。このたびの改正の趣旨としましては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律を改正されることを受けまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正をするものです。別途配布いたしました、議案第74号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第15条では、特定教育・保育の取扱方針を規定しており、このたびの改正により、第1項第2号中の同条第11項を同条第10項に改めます。

第36条では、特定利用教育の基準を規定しております。次に、2ページをごらんください。このたびの改正により、第3項中、第6条第2項中を、第6条第2項中、特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは、特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と改め、19条第1号に掲げる小学生就学前子どもの次に「の数」を、第19条第2項に掲げる小学校就学前の子どもの中に「の数」を、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育保育給付認定子どもの次に「の総数」を加え、教育・保育給付認定子ども「の同号」とあるのは、「の同条第1号」と、「教育・保育給付認定子ども数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第74号の説明を終了いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第74号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程17 議案第75号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第75号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第75号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。このたびの改正につきましては、北海道公衆浴場入浴料金の統制額の改正に伴い、大人・中人・小人の入浴料金の引き上げを行うものです。なお、施行期日につきましては、周知期間を設けるために、来年4月からとしています。別途配布しました、議案第75号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分です。

別表1、第11条関係、使用料のうち、浴室、大人1回480円を490円に、中人1回140円を150円に、小人1回70円を80円に改正します。

附則としまして、令和6年4月1日から施行します。以上で、議案第75号についての説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第75号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程18 議案第76号から日程20 議案第78号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程18 議案第76号 南幌町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 日程19 議案第77号 南幌町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 日程20 議案第78号 職員定数条例の一部を改正する条例制定について

以上3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第76号から議案第78号の3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第76号及び議案第77号につきましては、いずれも下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本案を提案するものです。

次に、議案第78号 職員定数条例の一部を改正する条例制定につきましては、下水道事業の設置に伴い職員定数を変更する必要があるため、本案を提案するものです。

議案第76号及び議案第77号につきましては都市整備課長が、議案第78号につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 初めに、議案第76号及び議案第77号についてご説明いたします。この2つの条例は、令和6年度から公営企業会計へ移行する下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、新たに条例を制定するものです。

それでは、議案第76号 南幌町下水道事業の設置等に関する条例について、内容の説明を行います。

第1条は、下水道事業の設置について規定しています。

第2条は、法の財務規定等の適用で、地方公営企業法に規定する財務規定等の適用について規定しています。

第3条は、経営の基本で、企業としての運営の在り方を第1項で規定し、第2項から第3項では、公共下水道、農業集落排水、それぞれの事業区域・面積・人口について規定しています。

第4条は、管理者で、下水道事業に管理者を置かないことを規定しています。

第5条は、組織で、都市整備課に置くことを規定しています。

第6条は、特別会計で、現在の下水道事業会計と農業集落排水事業会計2つの特別会計から統合し、1つの特別会計を設けることを規定しています。

第7条は、重要な資産の取得及び処分、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について規定しています。

第8条は、議会の同意を要する賠償責任の免除で、下水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について規定しています。

第9条は、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等で、地方自治

法の適用除外となることから、条例で定めるもの及び地方法律上町の義務に属する損害賠償の額を規定しています。

第10条は、業務状況説明書類の作成で、毎年度、2回以上の経営状況を明らかにすることを規定しています。

最後に附則として、第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項、南幌町下水道設置条例（昭和60年南幌町条例第8号）は廃止する。第3項、南幌町特別会計設置条例（昭和39年南幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条に次の1号を加える。第5号、下水道事業会計 下水道事業。以上で、議案第76号の説明を終わります。

次に、議案第77号 南幌町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について、内容の説明を行います。

第1条は、本条例の目的を規定しています。

第2条は、利益の処分等で、第1項は、毎事業年度生じた利益のうち、前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額があるときの処分方法として、第1号では減債基金に積み立てする方法、第2号では利益積立金として積み立てる方法を規定しています。第2項は、前項第1項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合に、その全部または一部を利益積立金として積み立てることができることを規定しています。第3項は、前2項の規定により積み立てた積立金は、第1号では減債積立金、第2号では、利益積立金のそれぞれの目的のために積み立てるものとして、目的以外には使用することができないことを規定しています。第4項は、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができることを規定しています。

第3条は、資本剰余金の処分等で、第1項では、毎事業年度で生じた資本剰余金は、その源泉別に該当内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならないことを規定しています。第2項は、資本剰余金の処分方法として、第1号では欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法。第2号では、各事業年度の減価償却額を算出することができることで、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときに、損害損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法を規定しています。

第4条は、欠損の処理で、第1項は、前年度事業から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめることを規定しています。第2項は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金ををもってうめることができることを規定しています。

最後に附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第77号の説明を終わります。

議 長

総務課長。

総務課長

続きまして、議案第78号 職員定数条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、下水道事業に「地方公営企業法」を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、職員定数を変更する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。それでは、別途配布しております、議案第78号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条第1項第1号中、「100名」を「97名」に改め、同項に第6号として、「下水道の事務部局の職員 3名」を加えるものです。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第78号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第76号 南幌町下水道事業の設置等に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号 南幌町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 職員定数条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第78号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第76号 南幌町下水道事業の設置等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第77号 南幌町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第78号 職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日13日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって明日13日午前9時30分まで延会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時31分)

令和5年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和5年12月13日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 恵 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1番	湯 本 要	3番	星 真 希
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴木潤也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠原大介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
昨日より延会となっております令和5年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。
日程21 議案第79号から日程23 議案第81号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。
●日程21 議案第79号 町道路線の廃止について
●日程22 議案第80号 町道路線の認定について
●日程23 議案第81号 町道路線の変更について
以上3議案を一括して議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第79号から議案第81号の3議案につきましては、いずれも石狩川改修工事のうち、旧夕張川右岸築堤工事に伴い、本案を提案するものです。
詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 都市整備課長 内容の説明を求めます。都市整備課長。
それでは、議案第79号から議案第81号までの3議案につきましてご説明いたします。北海道開発局が行う石狩川改修工事のうち、旧夕張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として変更するために、道路の廃止・認定・変更を行うものです。
初めに、議案第79号 町道路線の廃止について説明いたします。別途配布しています議案第79号資料、町道認定路線廃止図をあわせてごらんください。赤色が廃止する路線でございます。
整理番号14、路線名、南19線、起点、南幌町1487番3地先(旧夕張川)、終点、南幌町2289番8地先(旧夕張川)を廃止するものです。なお、廃止する道路用地の延長は7,004メートルとなります。
次に、議案第80号 町道路線の認定について説明いたします。別途配布しています、議案第80号資料、町道認定路線図をあわせてごらんください。赤色が認定する路線でございます。先ほど、議案第79号で説明しました町道路線を廃止した区間につきまして、工事で必要な部分を除き、2分割して改めて路線を認定するものです。
整理番号236、路線名、南19線(甲)、起点、南幌町1487番3地先(旧夕張川)、終点、南幌町3001番2地先(町道西15号交差点)。整理番号237、路線名、南19線(乙)、起点、南幌町1967番4地先(鶴沼集水路)、終点、南幌町2289番8地先(旧夕張川)を認定するものです。なお、認定する道路用地の延長は、南19線(甲)は2,641.4メートル、南19線(乙)は3,230メートルです。

議 長

次に、議案第81号 町道路線の変更について説明いたします。別途配布しています、議案第81号資料、町道認定路線変更図をあわせてごらんください。青色が変更前、赤色が変更後でございます。工事で必要な部分を除くため、路線を変更するものです。

整理番号32、路線名、西15号、旧終点、南幌町975番2地先（旧夕張川）を、新終点、南幌町3001番2地先（西15号排水路）に変更するものです。なお、廃止される道路用地の延長は20.6メートルとなり、用地の所有は従前から国有地であるため、用地の処理は発生いたしません。以上で、議案第79号から81号までの説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第79号 町道路線の廃止についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号 町道路線の認定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第81号 町道路線の変更についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第81号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第79号 町道路線の廃止については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第80号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第81号 町道路線の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程24 議案第82号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第82号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第82号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

1としまして、指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。西町コミュニティセンター 西町町内会、北町コミュニティセンター 北町町内会、緑町コミュニティセンター 緑町町内会、東町コミュニティセンター 東町町内会、栄町コミュニティセンター 第14区でございます。

2としまして、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。いずれの施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第82号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第82号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程25 議案第83号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第83号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第83号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定

についてご説明いたします。

1としまして、指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。鶴城寿の家 第8区、中樹林福祉の家 中樹林自治区、川向福祉の家 第13区でございます。2としまして、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。いずれの施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第83号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第83号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程26 議案第84号 晩翠地区集落センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第84号 晩翠地区集落センターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 議案第84号 晩翠地区集落センターの指定管理の指定についてご説明いたします。

1 指定管理を行う公の施設の名称、晩翠地区集落センター。2 指定管理者となる団体の名称、晩翠集落センター運営委員会。3 指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。施設の指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第84号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第84号 晩翠地区集落センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程27 議案第85号 南幌町農産施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第85号 南幌町農産施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 産業振興課長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第85号 南幌町農産施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

1 指定管理を行う公の施設の名称、野菜育苗施設、長ねぎ選別施設、南幌町ライスターミナル、南幌町穀類乾燥調製貯蔵施設、西幌地区粳乾燥調製施設、夕張太西地区粳乾燥調製施設の6つの施設でございます。2 指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町栄町1丁目4番7号、南幌町農業協同組合。3 指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。いずれの施設も、指定管理期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第85号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第85号 南幌町農産施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程28 議案第86号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第86号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろし

くご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第86号 南幌町農産物加工施設の指定管理の指定についてご説明いたします。

1 指定管理を行う公の施設の名称、南幌町農産物加工施設。2 指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町南9線西14番地、株式会社南幌町農産物加工センター。3 指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。施設の指定期間満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第86号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第86号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程29 議案第87号 運動施設の一部の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第87号 運動施設の一部の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第87号 運動施設の一部の指定管理者の指定についてご説明いたします。

1 指定管理を行う公の施設の名称、カートコース。2 指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町西町4丁目1番12号、南幌カートスポーツクラブ。3 指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。施設の指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第87号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第87号 運動施設の一部の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程30 議案第88号 道央廃棄物処理組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第88号 道央廃棄物処理組合規約の変更につきましては、組合事務所の移転に伴い、組合規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第88号 道央廃棄物処理組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。本規約の変更につきましては、令和6年4月に本稼働する焼却施設への組合事務所の移転に伴い、組合規約に定める組合の事務所の位置を改めることについて、構成する各市町において規約変更の協議を行うものです。それでは別途配布しています、議案第88号資料、新旧対照表をごらんください。左側が変更後、右側が変更前、下線の箇所が変更部分でございます。

第4条、組合の事務所の位置について、千歳市東雲町2丁目34番地6を、千歳市根志越2533番地の1に変更するものでございます。

次に附則として、この規約は北海道知事への届出の日から施行する。以上で、議案第88号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第88号 道央廃棄物処理組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程31 発議第28号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第29号から追加日程3 発議第31号までの3議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第29号から追加日程3 発議第31号までの3議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第29号 地域医療を守るために、診療報酬の引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第29号 地域医療を守るために、診療報酬の引き上げを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第30号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第30号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択すること

熊木議員
議長

熊木議員
議長

佐藤議員
議長

に決定をいたしました。

●追加日程3 発議第31号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 佐藤 妙子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第31号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議事審議を終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時11分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

1 番 _____

3 番 _____